

申請に対する処分の審査基準

担当部署:環境経済部商工振興課 No.010

処 分 名	特定商工業者に対する負担金賦課の許可
分 の 概 要	商工会議所が行う特定商工業者に対する負担金の賦課にかかる申請について、その内容が適正なものであるかを審査し、許可するものです。
根拠法令等・条項	商工会議所法第 12 条 商工会議所施行令第 4 条
審 査 基 準	<p>負担金賦課の許可基準は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none">1.負担金の許可については、商工会議所法施行令第 4 条に定める基準による。2.負担金をもって充てることのできる経費は、当該事業年度の法定台帳の作成、管理及び運用に必要な経費である。したがって、前年度の不足分について当該年度の負担金として徴収することは認めない。3.法第 12 条第 2 項の「特定商工業者の過半数の同意」については次による。<ol style="list-style-type: none">(1) 負担金の賦課に関する特定商工業者の同意は、書面により何年度において金何円（又は後に減額する場合の便宜のため金何円以内）の負担金を賦課することを明示して求めたものであること。(2) 同意を、数年度分まとめて求めることは認める。その場合においては、各年度について、それぞれ金額を明示し、5 年分程度以内のものであること。(3) なお、従来から負担金を納入してきた特定商工業者に関しては、同意を求める事業年度を明示するとともに、異議ある場合における異議の回答をなすべき期限（原則として 1 か月以上）及びその期限までに異議の回答がなければ同意したものとみなす旨明示して同意を求めた後、その期限までに異議がある旨の回答がない限り、これを同意したものとみなして処理することを認める。
標準処理期間	14 日間
設定年月日	最終改正：平成 30 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	商工振興課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■商工会議所法

(負担金)

第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

■商工会議所施行令

(負担金)

第四条 経済産業大臣は、法第十二条第一項の許可の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 特定商工業者に賦課する負担金の総額は、商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な最少限度の経費の額を超えないこと。

二 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者の法第七条第二項第一号に規定する従業員の数又は同項第二号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額（その商工会議所の地区以外の地域にも営業所等を有する特定商工業者にあつては、その資本金額又は払込済出資総額に、その商工会議所の地区内の営業所等の従業員の数のすべての営業所等の従業員の数に対する割合を乗じて得た額）を基準とし、特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。

三 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者に賦課する負担金の額のうち最高のもは、特定商工業者に賦課する負担金の総額を特定商工業者の数で除して得た額（以下「平均負担額」という。）の一倍半の額を超えず、その最低のもは、平均負担額の半額を下らないこと。